

同行援護従業者養成研修 受講生募集

視覚に障がいのある人の外出支援に必要な知識と技能を修得する、同研修を実施します。

①一般課程

とき 8月27日(土)、28日(日)、9月10日(土) (全3回)

②応用課程

とき 9月11日(日)、18日(日) (全2回)
※応用課程は一般課程または府知事が一般課程に相当するものとして認める

研修の修了者でないと受講できません。詳しくはお問い合わせください。

ところ ジョブシテカレッジおもちゃ館金剛校 (大阪狭山市金剛一丁目3の5)

定員 ①②各30人 (申し込み先着順)

受講料 ①②各1万5000円 (いずれも教材費含む) ※①と②両方受講する場合は2万9500円。

申し込み 7月6日(火)～8月11日(水) (土・日曜日、18日(水)を除く、午前9時～午後5時)までにNPO法人シーシータイミング ☎072(366)5566へ

ひきこもり学習会

とき 7月26日(火)、午後2時30分～4時30分

ところ 富田林保健所

内容 栗木 紀子さん(精神科医)による講演「ひきこもりの背景と関わりかた」

定員 30人 (申し込み先着順)

参加費 無料

申し込み 7月6日(火)～20日(水)までに、富田林保健所地域保健課 ☎(23)2684へ

今月の相談		気軽にご相談ください。相談は全て無料です。		
	日 程	時 間	場 所	予 約・その他
法 律 相 談	毎週水曜日 第1・3水曜日	午後1時～4時 午後1時～4時	市役所1階市民相談室 金剛連絡所	要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人)、祝日を除く、1人年1回
市 民 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所1階市民相談室	電話相談も可(内線182、185)、祝日を除く
行 政 相 談	21(木)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	
司 法 書 士 相 談	19(火)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人、1人年1回
人権なんでも相談	22(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	電話相談も可(内線187)、人権擁護委員による相談
女性 の 悩 み 相 談	14(木) 15(金)	午前10時30分～午後0時30分 午後1時30分～4時30分	すばるホール3階 男女共同参画センター	定員4人 要予約(市役所内線474)、女性カウンセラー 定員5人 による相談 ※14(木)は午後3時30分まで
女性のための電話相談	1(金)、8(金)、19(火)、 26(火)、8/5(金)	午前10時～午後2時		☎(23)0567、問い合わせ(市役所内線474)、女性の相談員による相談
人 権 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約も可 ☎(24)3700、電話相談も可、祝日を除く
生 活 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時		
保育士による育児相談	第2・4月曜日	午後1時～3時	レインボーホール(市民会館)2階	要予約 ☎(26)1233、定員3組、祝日を除く
ひとり親家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206)、祝日を除く
児童家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	電話相談も可(内線206～208)、祝日を除く
発 達 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、207)、祝日を除く
子 育 て 相 談	月～土曜日	午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可 ☎(25)0666、祝日を除く
健 康 相 談	11(月)、25(月)	午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約 ☎(28)5520、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談
福祉なんでも相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、カガリの郷	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関するあらゆる相談、祝日を除く
市民公益活動相談	月～金曜日	午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約 ☎(26)7887、祝日を除く ※ただし、事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可
農 業 相 談	4(月)、8/4(木)	午後1時～3時	市役所4階農業委員会	事前予約も可(内線444)
商 工 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談 ☎(25)1101、祝日を除く
商工法律相談	12(火)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101
日本政策金融公庫相談	13(水)	午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101
税理士による税務相談	8(金)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101
消 費 者 相 談	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	市役所1階市民相談室	電話相談も可(内線186)、専門相談員による相談、祝日を除く、消費者ホットライン ☎188
就労支援相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市就労支援センター(人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談、祝日を除く、問い合わせ 市人権協議会 ☎(24)3700
お出かけ就労支援相談	26(火)	午前9時30分～正午	市役所4階A会議室	
若者の就労相談	20(水)	午後1時～4時	市役所4階A会議室	要予約、南河内若者サポートステーション ☎(26)9441
労 働 相 談	14(木)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	電話相談も可(内線187)、社会保険労務士による相談
障がい者就業・生活相談	19(火)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	電話相談も可(内線199) 専門相談員による相談(就職のあっせんはしません)
住宅関連法律相談	15(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線436、437)、定員6人



税

家屋の一斉調査にご協力を

税の公平性を図るため、既存家屋の増改築や取り壊しなどの変更の有無を確認する一斉調査を実施します。調査員が訪問したときは、ご協力をお願いします。調査員は、「固定資産評価補助員証」を携帯しています。

問い合わせ 課税課（内線113～115）

住宅を耐震・バリアフリー・省エネ改修すると固定資産税が減額されます

住宅を耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修（熱損失防止改修）し、一定の要件に適合する場合は、固定資産税が減額されますので申告してください。

なお、28年度から要件や期限などが一部変更になりました。対象となる改修工事の内容や申告手続き、添付書類など詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 課税課（内線113～115）

市税未納の人を対象に 休日納付相談会を実施します

仕事などの理由により、市役所に普段来ることができない人は、この機会にぜひご相談ください。

※当日、納付の受け付けはできません。

とき 7月17日(日)、午前9時～正午、午後1時～5時 **ところ** 市役所

持ち物 納税通知書または催告書、本人確認書類、印鑑

申し込み 7月15日(金)までに、納税課（内線121～124）へ

今月は固定資産税・都市計画税の第2期分の納期です

納付には便利な口座振替のご利用を！

預（貯）金通帳と通帳の印鑑・市税納付書を持って、市税取扱金融機関・郵便局などへ。また、預（貯）金口座のキャッシュカードを納税課に持参して手続きをすることもできます（ペイジー口座振替受付サービス）。※対応している金融機関など詳しくはお問い合わせください。 納税課（内線121～124）

◆固定資産税 都市計画税		◆市・府民税		◆軽自動車税	
第1期	5月	第1期	6月	全期	5月
第2期	7月	第2期	8月	※同一名義で登録されている全台数の振替になります。	
第3期	9月	第3期	10月		
第4期	12月	第4期	1月		



募 集

防衛省自衛官募集

●**航空学生**（各種航空機のパイロットの養成）＝6年後に幹部に任官

応募資格 日本国籍を有する高卒（見込み含む、18歳以上）～21歳未満の人

●**一般曹候補生**（小部隊指揮官の養成）＝入隊後2年9カ月以降に選考で3曹に任官

応募資格 日本国籍を有する18歳以上27歳未満の人

●**自衛官候補生**（任期制自衛官として各種教育訓練や職務を通じた技術を取得）＝入隊3カ月後に2等陸・海・空士に任用

応募資格 日本国籍を有する18歳以上27歳未満の人

受付期間 7月1日(金)～9月8日(木)
※なお、自衛官候補生は男性に限りこの期間以外も随時受け付けています。

問い合わせ 自衛隊富田林地域事務所
〔☎(24)3799〕

府警察官（巡査）採用試験

第1次選考 9月18日(日)

応募資格 昭和58年4月2日～平成11年4月1日に生まれた人

受付期間 7月1日(金)～8月3日(木)

問い合わせ 府警察官採用センター
〔☎0120(370)314〕



講 座

認知症介護家族の交流会

とき 7月27日(水)、午後1時30分～3時
ところ 保健センター

内容 今城 保定さん（認知症サポート医）による講話、交流会

対象者 市内在住の認知症の人を介護されている人

定員 20人 **参加費** 無料

申し込み 7月21日(木)までに高齢介護課（内線189）へ（申し込み多数の場合抽選）

※認知症の人もぜひ一緒に参加してください。

介護予防サポーター養成講座

高齢期をいきいきと健康に過ごすために必要な、介護予防の知識や運動の実践方法などを介護予防教室において指導する同サポーターを養成します。

とき 8月2日～9月13日の毎週火曜日（8月16日は除く）、午前10時～午後3時30分（9月6日、13日は正午まで）と介護予防教室の見学1回（全7回）

ところ 市消防本部、市役所

内容 介護予防に必要な運動や栄養、口腔機能に関する基礎知識と指導方法など

対象者 市内在住・在勤のおおむね74歳以下で講座修了後、介護予防教室で3回の実習を受け、「介護予防サポーターの会（健やかスマイル）」に入会し、介護予防教室で指導（月3回以上）できる人 **定員** 20人 **参加費** 無料

申し込み 7月22日(金)までに高齢介護課（内線189）へ（申し込み多数の場合抽選） ※同サポーターの活動についての説明会を7月12日(火)、午前10時～、市役所北館地下会議室で開催しますので、参加を希望する人は当日、直接会場へお越しください。

居宅介護職員初任者（障がい者ホームヘルパー）研修受講生募集

介護職員初任者研修課程（訪問介護員養成研修2級課程）修了者を対象に、障がいのある人に介護サービスをする際に必要な知識や技術を習得することを目的とした研修を実施します。

とき 8月2日(火)～10月18日(火)
申し込み 障がい福祉課（内線193）に備え付けの受講申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、7月11日(月)

（必着）までに郵送で、☎543-0072大阪府天王寺区生玉前町5の33 府障がい者社会参加促進センター内（社福）大阪障害者自立支援協会〔☎06(6775)9115・FAX06(6775)9116〕へ

※定員やカリキュラムなど詳しくは、府ホームページ〔<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/homehelper.html>〕をご覧ください。



国民健康保険

特定健康診査を受けましょう

特定健康診査は、生活習慣病と関係が深いメタボリックシンドロームに着目した健康診査です。

生活習慣病は自覚症状がなく、水面下で進行する病気です。生活習慣病の予防や早期発見のために、特定健康診査を受けましょう。

健診結果から生活習慣の改善が必要な人は、保健指導を受けていただくこともできます。

市国民健康保険被保険者のうち、実施年度中(4月1日から翌年3月31日)に40~74歳になる人には、特定健康診査受診券を送付しています。

実施医療機関および受診の方法など詳しくは、受診券に同封のパンフレット「特定健康診査のご案内」をご覧ください。

問い合わせ 保険年金課(内線155、188)

限度額適用認定証などの申請を

国民健康保険に加入している70歳未満の人が、入院や外来診療などで医療機関を利用し、窓口での医療費の支払額が自己負担限度額を超えた場合、「限度額適用認定証」を提示することで、窓口での支払額が自己負担限度額までとなります。必要な人は交付申請をしてください。

また、市民税非課税世帯に属する人には、窓口での高額な医療費の支払額が自己負担限度額までとなるとともに、入院時の食事代の一部負担(標準負担額)が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」(70歳未満=白色、70歳以上75歳未満=ピンク色)を交付しますので、必要な人は申請してください。

※すでに「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人も、有効期限が7月末になっていますので更新が必要です。

申請に必要なもの

- ・国民健康保険証

- ・高齢受給者証(70歳以上75歳未満の人)

- ・入院時の領収書(27年8月以降の入院日数が90日を越えている人)

- ・前住所地の市区町村が発行する世帯全員の28年度の所得証明書(28年1月2日以後に本市に転入した人)

申し込み 保険年金課(内線150、151)

または金剛連絡所へ



国民年金

国民年金保険料の納付が困難な場合は免除制度のご利用を

経済的な理由などで、国民年金保険料の納付が困難な場合、申請して承認されると保険料の「一部」「全額」の納付が免除または猶予されることがあります。

なお、7月より、納付猶予制度の対象者が30歳未満から50歳未満に拡大されます。詳しくはお問い合わせください。

免除などの期間 申請月の2年1カ月前~翌年6月まで(ただし、30歳以上50歳未満の納付猶予制度の対象者については、7月~翌年の6月まで)

※保険料全額免除または納付猶予(一部納付を除く)を承認された人が、申請時に翌年度以降も申請することをあらかじめ希望された場合、翌年度以降は改めて申請しなくても継続して申請があったものとして自動的に審査します。

※離職などにより承認された人は、毎年申請が必要です。

受給資格 免除、納付猶予をされた期間は、年金を受けるための受給資格期間に算入されます

※一部免除の場合は、決定された額を納付しなければ未納期間となります。

申請に必要なもの 年金手帳、印鑑
※失業された人は、失業を確認できる雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票など、公的機関の証明書などがが必要です。

問い合わせ 天王寺年金事務所 ☎06(6772)7531、保険年金課(内線153、154)



上下水道

水道管の入れ替え工事にご協力を

本市では、災害時でも安全・安心な水道水を市民の皆さんに届けるため、古くなった水道管や災害時に重要な拠点となる病院などにつながっている水道管を優先的に、高い耐震性能のある水道管(耐震管)へ入れ替える工事を実施しています。

工事中は、断水や濁り水などが発生することがあります。また、交通規制や振動・騒音などで、ご迷惑をお掛けしますが、災害時に皆さんの生活を守るための工事になりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

問い合わせ 水道工務課(内線256)

保険料の納付は便利な口座振替で

普通徴収対象者の国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、市から送付する納付書によって保険料取扱金融機関、コンビニエンスストア(後期高齢者医療保険料を除く)または市役所で納めていただくことになっています。

保険料のお支払いは、納期限ごとに自動的に指定の預(貯)金口座から引き落としされる口座振替が便利です。普通徴収の対象者で口座振替を希望される人は、納入通知書と預(貯)金通帳、通帳の印鑑を持参し、保険料取扱金融機関、または国民健康保険料については保険年金課、介護保険料については高齢介護課、後期高齢者医療保険料については福祉医療課で手続きをしてください。
※また、引き落としを希望する口座のキャッシュカード(暗証番号の入力が必要)を市役所に持参いただくだけで、簡単に金融機関への口座振替の手続きができるペイジー口座振替受付サービスの取り扱いもしています。対応している金融機関など詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 保険年金課(内線152、156)、高齢介護課(内線175、176)、福祉医療課(内線158、159)



福祉

老人医療(一部負担金相当額等一部助成)医療証が変わります

現在、同医療証(水色)をお持ちの人は、7月31日(日)で有効期限が切れま
す。引き続き該当する人には新しい医療証(黄色)を7月末に郵送しますので、8月1日(月)からは新しい医療証をお使いください。なお、次の①～⑥のいずれかに該当する人で、一度も申請していない65歳以上の人は、申請の手続きをしてください。

※④～⑥は所得制限があります。

- ①身体障がい者手帳(1・2級)を持っている人
 - ②療育手帳(A)を持っている人
 - ③身体障がい者手帳(3～6級)と療育手帳(B1)の両方を持っている人
 - ④感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核に係る医療を受けている人
 - ⑤障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく精神通院医療の適用を受けている人
 - ⑥特定医療費(指定難病)助成の認定を受け、対象となる難病を有する人
- ※対象となる難病についてはお問い合わせください。

申し込み 健康保険証、印鑑、①～⑥を証明する手帳などを持って、福祉医療課または金剛連絡所へ(代理人可)

問い合わせ 福祉医療課(内線163、164)

原子爆弾被爆者見舞金の申請を

対象者 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき諸手当を受けている人で、今年4月1日以前から引き続き本市に居住し、住民基本台帳に記載されている人

申し込み 印鑑、手当の証書(写し可)、金融機関の通帳(写し可)を持参し、7月29日(金)までに地域福祉課(内線283、285)へ

※昨年、見舞金を受け取った人には申請用紙を送付しましたが、7月8日(金)までに申請用紙が届かない場合はご連絡ください。



介護保険

28年度介護保険料決定通知書を送付します

28年度の介護保険料を、27年中の所得と世帯の住民税課税状況を基に決定しましたので、7月中旬までに「介護保険料決定(更正)通知書兼特別徴収開始通知書」を送付します。同通知書には、28年度の年間保険料額を記載しています。今回決定した年間保険料額から、4月に仮決定した保険料額(普通徴収の人は4～6月分、特別徴収の人は4・6・8月分)を差し引いた額を残りの納付月に納めていただきます。

市から送付する納付書で納付する普通徴収の人は取扱金融機関、コンビニエンスストア、MMK設置店または市役所で納入期限内に納めてください。特別徴収の人は、保険料を年金からの天引きにより納めていただきます。

■介護保険料の減免制度

次のいずれかの要件を満たす人は、申請により、保険料が減免されます。

- ・天災や火災で著しい被害を受けた人
- ・主たる生計維持者の予定外の失業などにより収入が著しく減少した人
- ・住民税非課税の人で、生活保護法に規定する要保護者で生活保護を受けていない人

・住民税非課税の人で、預貯金があるために生活保護法に規定する要保護者とならない人のうち、預貯金の世帯合計額が350万円以下の人

問い合わせ 高齢介護課(内線175、176)

介護保険負担割合証を送付します

現在、同負担割合証をお持ちの人は、7月31日(日)で有効期限が切れます。

引き続き、要介護・要支援認定を受けている人に、新しい同負担割合証を7月中に郵送しますので、8月1日(月)以降に介護保険サービスをご利用になる場合は、利用している介護サービス事業所などに介護保険被保険者証と一緒に提示してください。

問い合わせ 高齢介護課(内線177、179)

介護保険施設に入居(ショートステイ含む)する人へ

介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)への入居・入院、ショートステイにかかる食事代、居住費(滞在費)は保険給付の対象外ですが、所得状況によっては補足給付を受けることができます。介護保険施設を利用する予定があり、要件に該当する人は高齢介護課へ申請してください。

※更新対象者には、6月中に申請書を送付しています。

対象者 住民税非課税世帯に属し、次の要件を全て満たす人

・本人および配偶者の預貯金などが単身で1000万円、夫婦で2000万円以下である人

・配偶者が住民税非課税の人

持ち物 印鑑、預貯金などが確認できる預(貯)金通帳の写し(配偶者分も含む)、今年1月2日以降に転入した人は世帯全員の28年度非課税証明書

※適用開始日は申請月の初日からとなります。

※なお、28年8月から、利用者負担段階の判定をする際に、非課税年金(遺族年金や障がい年金など)も収入として勘案して判定することになりました。

問い合わせ 高齢介護課(内線177、179)

地域密着型サービス事業者を募集します

本市では、第6期介護保険事業計画に基づいて整備する同サービス事業者を次のとおり募集しますので、8月1日(月)～31日(水)までに申請書を高齢介護課へ提出してください。なお、申請書の入手方法や募集要項など、詳しくは市ウェブサイトの各課のページ「高齢介護課」をご覧ください。

募集するサービスの種類および圏域

①地域密着型特定施設入居者生活介護
・第2圏域(第二・第三中学校区)

②看護小規模多機能型居宅介護
・第1圏域(喜志・第一中学校区)
・第3圏域(金剛・葛城・藤陽・明治池中学校区)

問い合わせ 高齢介護課(内線175)